

## 埼玉県市町村職員共済組合における長期給付積立金の預託金の運用状況

平成19年4月より、各都道府県の市町村職員共済組合における長期給付事業は、全国市町村職員共済組合連合会において一元的処理することとされ、将来の年金支払いのための積立金(長期給付積立金)についても効率的な運用を行うため、連合会で一元的に運用することとなりました。

したがって、積立金は基本的に連合会で運用を行います。各組合においては、組合員への貸付金の原資として、また、市町村の行政目的に資するための市町村債(縁故地方債)の引受については、連合会より資金を預託されて運用しております。

これらの運用の状況については、次のとおりです。

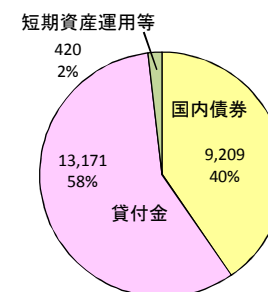
### 平成26年度

(単位:百万円)

資産区分	時価総額		修正総合利回り
		構成割合	
国内債券 (縁故地方債)	9,209	40.4%	0.92%
貸付金	13,171	57.8%	2.40%
短期資産運用等	420	1.8%	0.02%
合計	22,800	100.0%	1.77%

注 それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。

<平成26年度時価総額>



### (参考)平成25年度

(単位:百万円)

資産区分	時価総額		修正総合利回り
		構成割合	
国内債券 (縁故地方債)	10,565	38.5%	0.98%
貸付金	16,171	58.9%	2.40%
短期資産運用等	711	2.6%	0.02%
合計	27,448	100.0%	1.81%

\* 預託金は、地方公務員等共済組合法施行令第17条の2に基づき、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように管理を行っている。

なお、連合会の資金運用の状況については、連合会のホームページに掲載されておりますので、そちらをご参照下さい。

連合会ホームページ <http://www.shichousonren.or.jp/>